

平成24年千葉県地価調査の概要について

第1 平成24年千葉県地価調査実施計画

1 地価調査の目的

地価調査は、国土利用計画法施行令第9条の規定により、都道府県知事が毎年1回基準地の標準価格を調査し、その結果を公表するものである。

この調査は、国が行う地価公示〔地価公示法第2条の規定により毎年1回（1月1日時点）標準地の正常な価格を調査し公示〕と併せて、一般の土地取引価格に対して指標を与えるとともに、公共事業用地の取得価格算定の基準とされ、また、国土利用計画法に基づく土地取引の規制における土地価格算定の基準とされる等、適正な地価の形成に寄与することを目的としている。

2 基準地の設定方針

(1) 平成24年地価調査の基準地数は、下表のように820地点とし、「平成24年千葉県地価調査基準地設定方針」に基づき、設定を図るものとする。

区分	住宅地	商業地	準工業地	工業地	調整区域 内宅地	林地	合計
平成24年 実施地点数	630	114	14	11	40	11	820
平成23年 実施地点数	624	114	13	11	40	11	813

※ 平成23年は、浦安市の基準地について、東日本大震災の影響により、7地点（住宅地：6地点、準工業地：1地点）の地価調査を中止した。

(2) 選定替は総合的に検討し、基準地としての適格性に欠ける地点について行うものとする。

3 実施日程

『平成24年千葉県地価調査日程表』により実施するものとする。

4 鑑定評価員

平成24年地価公示の鑑定評価員の中から、県が千葉県地価調査鑑定評価員指名基準に基づき指名した者を、地価調査鑑定評価員とする。

5 分科会の設置

基準地の数に応じ県内を区分し、その地域ごとに担当する鑑定評価員で構成する分科会を置く。

なお、分科会の名称及び区域は、平成24年地価公示と同様とする。

6 鑑定評価員の所属分科会

原則として、平成24年地価公示の分科会とする。

7 分科会幹事

分科会に分科会幹事1名を置く。

幹事は、原則として、24年地価公示に係る分科会幹事である者とする。

8 分科会幹事会の設置

幹事相互の連絡調整を図ることにより事業の円滑な運営に資するため、分科会幹事会を設置する。

9 代表幹事

代表幹事1名を置く。

原則として、平成24年地価公示に係る代表幹事である者とする。

10 正常な価格の判定・公告

7月1日時点における鑑定評価の結果について、審査等を行った上、千葉県地価調査委員会での審議を経て、当該基準地の正常な価格を判定し、当該価格のほか必要事項を県報で公告する。(9月20日予定)